

郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会負担金交付要綱

平成23年4月1日制定

平成27年7月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

[教育総務部生涯学習課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会（以下「協議会」という。）の円滑なる運営の推進を図るため、協議会に対し、予算の範囲内において負担金を交付するにあたり、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 負担金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び交付の対象とならない経費（以下「対象外経費」という。）は次の各号に定めるとおりとし、負担金の額は対象経費から対象外経費を除いたものとする。

- (1) 対象経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金
- (2) 対象外経費 記念品、参加賞、手土産代、協議会の構成員に対する謝礼金、協議会等構成員の食事代、事業の主要部分に係る委託料、上部組織等への会費及び負担金、各種団体等に対する負担金及び基金等積立金

(交付の申請)

第3条 負担金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 会則
- (2) 役員名簿

(軽微な変更の範囲)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、負担金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 負担金を目的外に使用してはならない。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(概算払い)

第6条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 負担金の交付の決定を受けた者は、事業等が完了したときは、当該事業の完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 再交付先の負担金事業実績報告書の写し
- (2) 再交付先の事業報告書の写し
- (3) 再交付先の決算報告書の写し
(負担金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の負担金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月 日から施行し、令和6年度の負担金から適用する。